

バングラデシュにおける子どもの労働

—メイドとして労働することを 余儀なくされている子どもの現状—

鈴木 弥生, 佐藤 一彦
(秋田桂城短期大学)

Child Labour in Bangladesh
— The Present Situation of Child Domestic Servants —
SUZUKI Yayoi, SATO Kazuhiko

The purpose of this study is to analyze the present situation of children who are compelled to work as domestic servants in Bangladesh. On the pretext of a solution of North-South problem, first world countries invested a lot of aid-fund in Bangladesh. But the problems of poverty, starvation and illiteracy are still serious, and have a direct effect on the weakest members of society. This makes the sacrifice of the poorest, women and children. Among them, children are enforced to hard labour due to their serious poverty. In Bangladesh, the field investigation was conducted about the labour of children ranged 5 to 14 years old. About 20% of all children were compelled to hard work. The problem of domestic servants employed full-time on a residential basis is especially difficult to investigate. Most of these domestic servants are girls and in order to work they have to leave their rural villages. Not only they worked for very long time, but paid so little. Also, they are kept in their employer's house and often abused physically or mentally by the employer, too. For these reasons, they are deprived of the opportunity of entering school, literacy and valuable childhood. Their existence becomes like a slave who is isolated from society. Such practices grossly infringe the human rights of children. At present, a small number of local NGOs are developing support activities for such children in Bangladesh. Especially, the philosophy and activities of SHOISHAB · NGO are worthy of remarkable. The stuffs are eager to promote the diffusion of the literacy educational programme for child domestic servants. These support activities are to rescue these children and recover their human rights. Therefore, these activities should be positively supported. Before anything else, many problems of domestic servants arise because of the poverty of rural villages. Accordingly, appropriate support for rural development that put the poorest first is necessary.

Key Words: Bangladesh, Child Labour, Child Domestic Servants, Poverty, Literacy

I. 研究の目的

筆者らは、これまでバングラデシュ人民共和国(以下、バングラデシュと称す)を研究対象領域として選定し¹⁾、貧困問題の解決に向けた支援のあり方を探るために、貧困の諸相、つまり

貧困層の具体的・多面的な状態を考察・分析してきた。本稿は、継続研究の一環として、農村の親元を離れ、首都ダッカにおいてメイドとして他人の家に住み込み、労働することを余儀なくされている子どもの現状に焦点をあて、バングラデシュにおける子どもの労働の一端を明ら

かにすることを目的とする。

1971年の独立以降、バングラデシュには外国から膨大な額の資金が投入され、さまざまな援助と開発が行われてきた。この援助は、ほぼ90%がIMF(International Monetary Fund)を除く国際機関や各国のODA(Official Development Assistance)で占められている²⁾。中でも日本のODA部門の無償資金協力に関しては、バングラデシュが最大の受取国となっている。しかし、日本のODAは全体を通して経済インフラが中心で、最貧困層には届きにくい構造になっており、初等教育、保健、リプロダクティブヘルス／ライツ等の基本的ニーズを重視した内容にはなっていない³⁾。また、こうした援助により新たな問題が生じることもあり、深刻な貧困・飢餓の解消を困難にしている⁴⁾。そのため、バングラデシュでは南北問題を一大要因とする経済構造の歪みがますます大きくなっている。また、地主階級や政府関係者、大企業家といったごく一部の者が富を独占しているため、現在も国民の半数以上が絶対的貧困の状態に置かれ、多くの困難を余儀なくされている⁵⁾。それは、低所得や不安定就労、土地の喪失、栄養不良や疾病、乳幼児の死亡、平均寿命の短さ、子どもの労働や就学機会の喪失、非識字等が悪循環となって、貧しい家族を困窮状態のままにしておき、しかも貧困から脱け出すのを難しくしている。

このような絶対的貧困者の数は依然として農村に多く、全体のおよそ8割を占めている。農村では、現在も土地所有の有無が生活水準を大きく左右している。特に、借金の抵当や頻発する洪水等で土地を失った場合、家族が唯一所有しうるのはメンバーそれぞれの労働力のみとなる。そして、家族の生活維持のためには、親は子どもでもその労働力を動員せざるを得なくなる。しかも、バングラデシュの農村では商品・貨幣経済が全般的に浸透しており、現金収入がなければ家族の生活が成り立たない。それゆえ、多くの子どもたちは、貧しい家族を助けるため

に、あるいは自らが生き延びるために現金収入を得なければならない、という状況にある。

また、都市偏重の開発により都市化が一段と進む一方で、農村には過剰労働力があふれていますが、貧困層の雇用の場は量的に限定されています。そのため、成人同様、農村から都市へと移動し、労働することを余儀なくされている子どもも少なくない。中でも、メイドとして他人の家に住み込み、労働することを余儀なくされている子どもたちの問題は、顕在化しにくいということもあり深刻である。ダッカには、少なく見積もっても約20万人の子どものメイドがいると言われており⁶⁾、早朝7時から23時頃までの時間帯において、家事全般を請け負わされている。その90%以上は、就学・識字を獲得する機会とは無縁で、「自分の名前さえ書いたことがない」という子どもも多くいる。そのため、非識字者となることを余儀なくされ、次世代へと貧困が繰り返されているのである。

非識字による不利は、単に読み・書き・計算ができないとか、保健・衛生に関する知識がないということのみに止まるものではない。それは、自らが抱える貧困・飢餓を社会的な問題としてとらえ、その問題を根本的に解決していく途を阻む一要因となっていることにあると考えられる⁷⁾。もとより、農村出身の子どものメイドの発生原因は、親の居住する農村の貧困にある。農村では、貧困・飢餓・非識字等の問題がより深刻化しているのである⁸⁾。そして、全てのしわよせは、より貧しい人々・女性・子どもたちへと向けられている。

バングラデシュでは、1972年に制定された憲法第15条と第17条において、基礎教育を受けることを基本的人権と認め、すべての子どもに無償の教育を提供することが国家に課せられた責務である、と規定されている。だが、現状はこの条文とは乖離している。また、1990年には、初等教育義務化計画(Compulsory Primary Education Scheme)が策定された。この義務化は、1992年1月から68の郡で、1993

年には全国で施行されるようになった。これにより、保護者は子どもをクラス5まで就学させる義務を負うことになったが、実際には、貧困や就労から就学できない多くの子どもたちが存在している。

このような状況のもと、現地では、NGO(Non-Governmental Organization)によって運営されている初等教育機関があり、NFEPE(Non-Formal Educational Programme)と総称されている。そして、いくつかのNGOは、貧困や就労によって公立・私立の小学校に就学できない子どもたちに対して、政府に代わって就学・識字の機会を提供するための支援活動を展開している。これらのNGOは、バングラデシュの子どもの労働をなくしていくためには、社会的な貧困・飢餓の問題解決が重要な課題であることを認識しながら、また、そのためには、就学・識字の機会を保障すること、そしてその必要性を社会に訴えてゆくことも重要である、と考えている。

本稿では、貧困ゆえに労働を余儀なくされている子どもたちへの支援を考えるうえで、こうしたNGOの理念や活動の意義に学びながら、先ずは、労働している子どもがどのような状態に置かれているのかを明らかにすることが極めて重要であると考えている。それゆえ、子どもの労働の中でもより深刻であると指摘されながら、最も調査・研究が困難で、研究蓄積も極めて乏しいメイドの労働状態を取り上げ、その現状を明らかにするものである。

II. 研究の方法

子どもの労働の問題に関する先行研究として、近年では、ILO(International Labour Organization)やユニセフ(United Nations Children's Fund)によるものが主となっている。それらは、先行研究として検討に値するものではあるが、極めて限定された内容となっている。そのため、本研究課題の解明に向けては、それらを検討するだけでは不十分である。子どもの労働

が社会的問題として提起されるようになったのは、資本主義社会の確立以降である。子どもの労働は特殊歴史的及び個別具体的な性格を有しており、子どものメイドもそうしたものとして客観的事実を分析していくことが必要とされるのである。それと同時に、予め設定された理論的仮説を単に実証するだけという方法は避けなければならない。実態調査に基づかない実証的研究は、多くの重要な事実を見過ごすことが多いからである。それゆえ、子どもの労働に関する研究も第一段階としは、現地での調査が不可欠であると考える。そのため、筆者らは、1997年8月15日から21日まで、及び1999年8月13日より9月2日まで現地に滞在し、貧困ゆえに労働を余儀なくされている子どもの状態を把握するための調査を実施した。

第1回目の調査機関は、公立小学校、私立小・中学校、孤児院、APARAJEYO・BANGLADESH(NGO)、UCEP(Underprivileged Children's Educational Programs; NGO)、BRAC(Bangladesh Rural Advancement Committee; NGO)、シャプラニール=市民による海外協力の会(NGO)の現地事務所とナラヤンプールのプロジェクト(成人識字教室と子どものための補習授業)である。

第2回目の調査機関は、日本大使館、JICA(Japan International Cooperation Agency; 国際協力事業団)、OECD(Overseas Economic Corporation Fund; 海外経済協力基金: 現国際協力銀行)、UNICEF、UNDP(United Nations Development Programme; 国連開発計画)、文部省・非公式教育局(Ministry of Education・Directorate of Non-Formal Education)、SHOISHAB・NGO、APARAJEYO・BANGLADESH、スラム(以上ダッカ市内)、コミラ県・教育事務所、同県・ヘルスコンプレックス(病院)、同県・ホムナ郡・ホムナ小学校、同県・ダウドゥカンディ郡・ジョマルカンディ小学校、同郡・MRDP(Model Rural Development Project)研修センター、ポンプ収納庫、村・組合・民家である。調査の方法

は、各関係機関のスタッフと利用者、スラム(ダッカ市内)や農村(ダウドゥカンディ郡)の住民からの聴き取りによる。

ところで、上述の BRAC, UCEP, APARAJEYO・BANGLADESH, SHOISHAB・NGO は、貧困や就労で就学できない子どもたちに就学・識字の機会を提供しており、独自の意義深い活動を展開している。中でも、SHOISHAB・NGO は、メイドとして労働する子どもたちのみを対象として、識字を獲得するためのプログラムを提供している。雇用主に教育の必要性を訴えながら、粘り強い活動が展開されている。メイドとして労働する子どもたちを対象に活動している NGO は、現地でも非常に少ない。そして、そこでの調査は大変困難であった。それは、「ユニセフや世界中の眼が子どもの労働に対して厳しくなってきている。バングラデシュに子どもの労働があるということは明らかに問題であり、解決してゆかなければならぬ問題であり、将来的にはなくしてゆかなければならぬ。しかし、今すぐに子どもの労働全てをなくすことはできない。あなたたちの調査が善意に基づいたものであっても、人々の反響はさまざまである。バングラデシュにはまだこのような問題があるのか、と不信感を抱く人もいるであろう。何よりも、子どもの労働が存在するということが明らかになってしまふ。子どもの労働の写真がインターネットで世界中に流れてしまい、大問題になったこともあるのだから」等の理由によるものである。そして、数日間この NGO に通い、写真撮影や録音はしない、子どもから雇用主のことや労働状況等を聞き出さない、論文執筆した際にはサマリーを送る、という条件で、SHOISHAB・NGO が実施している識字教室への同席が認められると同時に、スタッフから聴き取り調査を行うことができた⁹⁾。本稿では、主として、この NGO を通した調査内容並びに既存の資料・文献に基づき、以下考察・分析を行うものである。

III. 子どもの労働の問題

1. 問題の状況

子どもの労働問題が、就業年齢の規制や義務教育の制度化に伴い、社会的問題となつたのは 19 世紀に入ってからである。イギリスを始めとする資本主義諸国では、生産諸力の発展が労働者階級の窮乏化をまねき、10 歳以下の子どもまでが家計を助けるために、過酷な労働を強いられる状態にあった。これに対し、例えば、イギリスでは労働運動等の要求により、9 歳未満の子どもの労働禁止および 9 歳から 18 歳までの子どもの労働時間制限・短縮が 1833 年の工場法で規定された。また、この他の資本主義国でも、それぞれ最低雇用年齢の引き上げや労働時間の制限・短縮、義務教育制度の導入などの法的諸規制により、子どもの労働の制限・禁止へと向けて進んでいった。

だが、現在第三世界に多く存在する子どもの労働は、各国政府や労働組合等の力でその制限や禁止に向けた対応が極めて困難だと見られている点で、いわゆる先進資本主義国の歴史的過程と大きく異なっている。バングラデシュのように、今日でも開発予算の過半を外国からの援助や融資に依存する「低開発国」では、債務返済や構造調整が優先され、子どもの教育や保健・衛生等の社会部門への対策が後景に置かれている。しかも、それらが外国からの援助額の中に占める割合も小さく、ここに援助供与国の目論見が示されている。それゆえ、外国からの援助を求めるべく、子どもの労働に関する統計の作成等調査・研究を積極的に行うといった政府の姿勢すら弱い。また、子どもの労働に対する国際的な批判が巻き起こっている現在、政府や雇用先の企業が子どもの労働問題の存在を隠蔽する傾向があり、この分野の調査・研究を遅らせる原因となっている。

しかしながら、国連を始めとする国際機関のユニセフや ILO においては、子どもの権利や労働に関する報告がすでにいくつか出されている。

ここで問題となるのは、強制的・搾取的な労働を長時間強いられている子どもたちの現状である。ユニセフは、「明らかに搾取的で破壊的な労働」として、「あまりにも幼い子どもの全時間労働、あまりにも長時間の労働、不当な身体的、社会的、心理的ストレスを引き起こす労働、路上での労働や暮らし、不十分な賃金、あまりにも重い責任、教育の機会を奪う労働、奴隸や債務奴隸労働、性的搾取など子どもの尊厳や自尊心を傷つける労働、完全な社会的、心理的発達を損なうような労働」を挙げている¹⁰⁾。このような労働を余儀なくされている子どもたちは多くは、就学の機会や大切な子ども時代を喪失している。これらは、明らかに子どもの人権を侵害するものである。

また、ILO 統計局によると、経済活動に従事している 5 歳から 14 歳の子どもたちは、第三世界だけで約 2 億 5,000 万人と推定されている。その中で、フルタイム労働を余儀なくされている 5 歳から 14 歳までの子どもは、1 億 2,000 万人と推定されている。地域的に見ると、アジアに 61.0%，アフリカに 32.0%，ラテンアメリカに 7.0%，と推定されている¹¹⁾。国別に見ると、バングラデシュが 30.1% で、子どもの労働力率が最も高くなっている¹²⁾。

子どもの労働に関する条約としては、「就業の最低年齢に関する条約(1973 年、第 138 号)と同勧告(第 146 号)」がある。ここでの基本的な最低就業年齢は、義務教育修了年齢で、なおかつ 15 歳未満と規定されている。第三世界では、この年齢を 14 歳に設定することも可能である。なお、第 146 号勧告は、これらの年齢を 16 歳に引き上げることを勧告している。また、危険な労働の最低就業年齢は 18 歳、但し特別な条件下では 16 歳と規定されている。さらに、軽易労働については、一定の要件を満たす場合には 13 歳以上 15 歳未満、第三世界では 12 歳以上 14 歳未満の就業を認めることとされている¹³⁾。しかしながら、これらの条約の批准国は、1998 年 6 月現在 63 カ国だけで、実施までにいたっ

ていないこと、また、子どもの労働を全てなくすには時間がかかるとの認識から、先ず「耐えがたい形態」の労働からなくしていこうという流れが生じ、1999 年 6 月、第 87 回 ILO 総会において「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時行動に関する条約(第 182 号)と同勧告(第 190 号)」が採択された。この条約では、「最悪の形態の児童労働」を定義し、的をしぼったうえで、期限を決めた実行を求めている¹⁴⁾。ここでの「最悪の形態の児童労働」(18 歳未満)は、①子どもの人身売買、奴隸労働、強制労働(武力紛争における子どもの使用を含む)、②売春、ポルノ等への子どもの使用、③薬物の生産、取引等不正な活動への子どもの使用、斡旋、提供、④その他子どもの健康、安全、道徳を害するおそれのある業務が含まれる。これらは、1992 年に開始された児童労働撲滅国際計画(IPEC; International Programme on the Elimination of Child Labour)を通じて、国際的な理解と支持を得るために努力が続けられている¹⁵⁾。

また、ILO は、子どもにとっての危険な労働(hazardous work)側面を特に取り上げ、その具体例として、①危険有害労働として、農業、鉱業、陶器・ガラス工場での作業、マッチ・花火製造、深海漁業、建設作業、溶接業、ゴミ拾い、路上商い、カーペット織り等、②家事労働、③奴隸・強制労働、④売春と子供の不正売買取引を挙げている¹⁶⁾。

バングラデシュの文部省・非公式教育局は、これらの分類に基づき、①メイド、②ストリートチルドレン、③セックスワーカー、④ショッピング・ヘルパー、⑤レンガ割り労働者、⑥テンポ・ヘルパー(テンポは 10 人乗りの車)、⑦溶接工、⑧機械工、⑨喫茶店でのお茶運び(密閉式ではないティーポットに沸騰した湯を注ぎ運ぶため、火傷の危険性が高い)、を最も危険性の高い・耐えがたい労働として掲げ、保護の対象として重点を置いている。具体的には、これらの労働に就いている 8 歳から 14 歳の子どもを対象に、教育の機会を確保できるようなプログラムを計画

バングラデシュにおける子どもの労働

している。また、このようなプログラムを実施しているNGOに対して補助金を交付している¹⁷⁾。

しかしながら、相当数にのぼる子どもの労働を撲滅させることは容易ではない。第三世界における子どもの労働の根底には、長期に及ぶ貧困やそれに伴う非識字等の問題があり、それらの解消に向けての取り組みも視野に入れなければならない。また、禁止といった措置が問題を深刻化させることもある、ということが認識されなければならない。例えば、バングラデシュの衣服縫製品産業では100万人以上の労働者が雇用されており、その大部分は女性である。その中で、5万人から10万人の14歳以下の子どもが雇用されており、その大部分は女児であった。これに対して、1992年にアメリカのトム・ハーキン上院議員は、児童労働抑止法案を提出した。この法案は、児童労働が関わって生産された商品の輸入禁止を求めるものである。そのため、この法案が提出されてから、衣服縫製品工場では、この仕事に従事している子どもを隠したり解雇したりした。その際、子どもたちに対しては何ら保護的な配慮はなかった。そのため、解雇された子どもたちは就学もできず、現金収入を求めて路上での非行や売春に走り始めたことが明らかになった。このような問題に対応するために、1995年7月、バングラデシュ衣服縫製品製造・輸出業者組合(Bangladesh Garment Manufacturers and Exporters Association; BGMEA)とユニセフとILOのバン

グラデシュ事務所は公式の覚書を調印し、これら3機関が出資して、解雇された子どもの救済プログラムを開始することになった。その結果、1万人の子どもたちが就学の機会を得た。しかし、この数は、解雇された子ども約5万人のうちの5分の1にしか相当しない¹⁸⁾。一方、現地で「今でも衣服縫製品工場で働いている子どもはいるのですか?」と質問すると「法律で禁止されているのだから既にいないということになっている。だから答えられない」と言う返事がかえってくる。これらは、単なる禁止措置では問題が解決しないことを多分に示唆している。

2. バングラデシュにおける子どもの労働

ここでは、バングラデシュにおける子どもの労働状況について概観したい。表1は、5歳から14歳までの子どもの数と、同年齢層で労働している子どもの数について見たものである¹⁹⁾。この統計によると、子どもの総数は3,445万5,000人で、そのうち労働している子どもの数は658万4,000人である。つまり、バングラデシュでは、5歳から14歳までの子どもの約20%が、何らかの労働を余儀なくされている。このうち、10歳から14歳の年齢層で労働している子どもの数は581万7,000人で圧倒的に多く、これに対して、5歳から9歳の年齢層で労働している子どもの数は76万7,000人となっている。

地域別に見ると、農村が都市との比較でおよ

表1 子どもの総数と労働している子どもの総数(5~14歳、千人)

項目	合計	女児	男児
子どもの数 5歳~14歳	34,455	16,593	17,862
労働している子どもの数 5歳~14歳	6,584	2,665	3,919
5歳~9歳	767(11.6%)	333(12.5%)	434(11.1%)
10歳~14歳	5,817(88.4%)	2,332(87.5%)	3,485(88.9%)
農村	5,448	2,166	3,282
都市	1,136	499	637

出典: Key Statistics of Child Labour Survey, 1995-96(AS on January 1996), Report on National Sample Survey of Child Labour in Bangladesh, 1995-96, p.xv.

そ5倍もの数値を示していることから、農村の社会経済的要因が子どもの労働に深く関わっていることが理解できる。また、女児と男児の比較では、農村、都市の両地域とも男児が多い。これは、子どもへの労働需要が男児のほうに多いことの現れであるが、女児に対する需要も決

して少なくないことを数字が示している。

こうした子どもへの労働需要によって、子どもたちがいかなる職種に就いているのか。それを示しているのが表2である。実際には、子どもたちは都市地域でおよそ300種類、農村地域でおよそ90種類とも言われる職種で労働して

表2 子どもの労働・職種と人数(千人)

	バングラデシュ全体			農 村			都 市		
	合計	女児	男児	合計	女児	男児	合計	女児	男児
農作業	3,590	1,686	1,904	3,363	1,572	1,791	227	113	114
耕作、種まき、収穫、家畜の世話をする労働者	741	96	644	705	93	612	36	3	32
メイド及びハウスキーパー	496	399	97	244	197	47	252	202	50
セールス業、路上での物売り業及びこれらに関連する労働者	248	16	232	136	6	130	112	10	102
衣類の仕立て業、縫製業、布張り業及びこれらに関連する労働者	153	86	67	52	22	30	101	37	64
卸売及び小売業	136	5	131	100	4	97	36	1	35
紡績業、織物業及びこれらに関連する労働者	115	40	75	85	34	52	29	6	22
交通手段の運転手及びこれらに関連する労働者	83	1	82	63	2	61	20	—	20
漁業、狩猟及びこれらに関連する労働者	80	7	73	73	6	67	7	1	6
林業労働者	67	47	20	61	42	19	6	1	4
機械の取付業	50	—	50	26	—	26	23	—	23
家具調度品製造業及びこれらに関連する労働者	50	4	46	35	4	32	15	—	15
煙草製造業	42	24	18	13	9	4	29	14	15
レンガ積み業、大工、建設労働者	33	1	32	26	—	26	7	1	6
工芸品製造業及びこれに関連する労働者	32	22	10	15	9	6	17	4	12
配管業、溶接業及びこれらに関連する労働者	13	—	13	9	—	9	3	—	3
ガラス製造業及びこれに関連する労働者	12	5	7	7	4	4	4	1	3
電気関連の労働者	11	1	10	2	—	2	9	1	8
宝石、貴金属関連の労働者	10	—	10	7	—	7	2	—	2

出典:Table C 47, Working children aged 5 to 14 years by detailed occupation and sex, ibid, pp. 149 ~ 150.
より作成。

注:合計値が合わないものもあるが、原本のまま記載した。

いるが²⁰⁾、この表の作成にあたっては、子どもの労働者数の多い順に職種を並べ替えたものであり、多数ある職種のほんの一部を示したにすぎない。それでも、この表から、子どもは成人労働者とほとんど同じ職種で労働していることが理解できる。すなわち、子どもの労働は、成人労働者の補助的役割として、あるいはそれに代わる労働として需要されているのである。そして、これらの殆どは、ILO やバングラデシュ文部省・非公式教育局が「耐えがたい危険な労働」として規定しているものである。つまり、多くの子どもたちは、最も危険と言われている職種に就くことを余儀なくされているのである。

その中でも、すでに指摘したように、農村での子どもの労働者が圧倒的に多いことに反映して、女児・男児とも農業(耕作・種まき・収穫・家畜の世話)に関連した労働をする子どもが最も多い。これは、特に貧しい農民世帯では家族労働が一般的で、子どもも重要な働き手として労働するからである。また、子どもが農業労働者として地主の土地で働く場合は親に随伴して働くことが多いが、この場合は男児が女児よりも圧倒的に多い。

この農業に次いで多いのが「メイド及びハウスキーパー」である。この職種に関しては、男児に比べて圧倒的に女児が多いのが特徴的である。バングラデシュには、パルダ(Purdha)と称される社会規範があり、女性の行動を著しく制限してきた²¹⁾。具体的には、女性は外出を極力避け、家の中やその周辺で過ごすというものである。近年ダッカでは、このような制限が次第に緩和されてきており、女性の外出も目につくようになった。しかし、農村にはパルダによる制限が歴然と残っており、労働しているごく一部の女性を除いて、多くの女性は家の中とその周辺で生活している。そして、このような社会規範を反映して、家庭内の家事労働全般は女性が担わされてきたため、労働の需給の面から見て、女児は男児よりも容易にメイドの仕事に就きやすい。

ところで、バングラデシュでは、1980 年代

にはいって、IMF による経済安定プログラムが実験的に実施されたが、これ以降国営企業の民営化を軸として工業化が推進された。こうした工業化の過程の中で、繊維産業は生産や輸出、そして雇用の規模の面でバングラデシュの工業化を左右する基幹産業となっている。主にダッカやチッタゴンの大都市には輸出加工区が設置されたが、ここに立地された衣服縫製品工業は輸出向け商品の生産を行い、1980 年代後半以降は輸出において従来のジュートを凌駕している。これに対して、織物業は、特に手織機部門を主として農村地域に広範に存在する伝統的な零細家内工業であり、国内市場向けの民族衣装を生産している。両者に共通しているのは、女性と子どもの多用である。衣服縫製品工業では機械技術の導入が、また手織機工業では伝統的織機が女性と子どもの労働を求めている。「衣類の仕立て業、縫製業、布張り業」と「紡績業、織物業」における子どもの労働者数の多さは、こうしたことの反映である。

では、何故子どもは労働しなければならないのだろうか。子どもが労働する理由として最も多いのは「保護者の経済的な理由」によるものである²²⁾。バングラデシュでは、政府の貧困対策の中心的課題が雇用の創出におかれているように、失業者や不安定就労者が極めて多い。特に農村では、それらの問題は深刻である。

筆者らの現地調査によると、農村地域では、土地なし農民や 0.5 エーカー未満の農耕地しか所有していない小規模農民が多数存在する。そして、そのほとんどは貧困層かつ非識字者で、1 日に 3 度の食事も摂取できない状況にある。土地なし農民はもちろんのこと、小規模農民でも、1 年を通して家族全員の食事を確保できるほどの農産物は生産できないのである。それゆえ、これらの人々は、農繁期には地主の土地で短期間の労働をする農業労働者でもある。しかし、そこでの賃金は低い²³⁾。また、現金ではなく、出来高に応じて生産物が支給されることも多い。しかも農閑期にはその仕事を失い、借金

を抱える農民もある。さらに、頻発する洪水や自然災害が状況をより深刻にしている。それゆえ、人々は現金収入を求めて複数の職を兼業しているが、こうした人々の職種は、不安定な土木・建築等の日雇労働や自己雇用(self-employed)に限定されている。

その代表的な職種がリキシャを引くことであるが、1日に得られる収入は多くても70タカから100タカである。この中から、リキシャの賃借料金として1日40タカをマハジョン(リキシャの所有者)に支払わなければならない(ただし、休日である金曜日には、賃借料が無料になっている場合もある)。この収入では、家族全員がバランスのとれた食事をとることもままならない。リキシャを引く仕事は、相当な肉体労働である。しかも日当であるため、体調不良等で労働できない日は収入を得られず、その保障も何ひとつない。そのうえ働き手である父親が他界した場合、状況はより深刻となる。バングラデシュでは、女性は男性より不利な状況に置かれているからである。まして最貧困層にあっては、残された母親は非識字であることが多く、現金

収入につながる仕事を得ることは困難である。特に農村では、女性が社会との接点を持つことを未だタブー視する傾向が強く、外出さえまらない。それゆえ、男性の仕事としては最後の手段と言われているリキシャを引くことさえできない。このような貧しい家族を助けるために、多くの子どもたちは労働することを余儀なくされているのである。

では、労働している子どもたちの賃金と労働時間はどのようにになっているのであろうか(表3参照)。1週間の労働時間は女児が51.0時間、男児が45.0時間となっており、女児のほうが6時間多くなっている。別の調査では、労働している子どもの65%は1日に9時間から14時間、10%は1日に19時間も労働しているということが報告されている²⁴⁾。一方1日あたりの賃金を見ると、女児のほうが男児よりも低くなっている。1タカ約2.2円で計算すると、女児30.8円、男児37.4円となる。いずれにしても、労働時間にみあわないわずかばかりの賃金であり、長時間・低賃金の状態に置かれていることが分かる。さらに、子どもの労働においても、女児のほうが男児より不利な状態に置かれていることが理解できる。

このような労働を余儀なくされている子どもたちの多くは、識字を獲得するうえでも極めて不利な状態にある(表4参照)。雇用されている子どもも630万4,000人のうち、未就学の子どもの数は561万1,000人にものぼる。つまり

表3 労働時間と賃金(タカ)

項目	平均	女児	男児
1週間の労働時間	48.0	51.0	45.0
1日の賃金	16.0	14.0	17.0
1カ月の賃金	478.2	418.1	507.5

出典：ibid., p.xv.

注：賃金の平均値が合わないが、原本のまま記載した。

表4 労働している子どもの教育状況(千人)

	総 数			雇用されている子ども			雇用されていない子ども		
	合計	女児	男児	合計	女児	男児	合計	女児	男児
総 数	6,455	2,599	3,856	6,304	2,533	3,771	151	66	85
未就学	5,733	2,371	3,362	5,611	2,318	3,293	122	53	69
クラス1～5	606	197	409	579	184	395	27	13	14
クラス6～8	91	26	65	89	26	63	2	—	2
クラス9～10	4	—	4	4	—	4	—	—	—
その他	8	5	3	8	5	3	—	—	—

出典：Table 6.4, Child labour force by field of education and highest class passed, ibid., p.62.

バングラデシュにおける子どもの労働

約 89.0% の子どもが何ら教育を受けていないことになる。また、雇用されていない子どもの約 80.0% は、未就学である。いずれにしても、子どもの労働は就学機会の喪失と密接につながっている。同時に、そのことが、多くの非識字者を生み出す原因ともなっている。

3. メイドとして労働する子どもの状況

ダッカとチッタゴンに住む都市中産階級以上の家庭ではもちろんのこと、都市労働者階級の家庭の多くでもメイドを雇用している²⁵⁾。雇用主の家族数とメイドの数の比率は、5.80 対 1.06 となっている²⁶⁾。また、ダッカ市内の 31 万 5,000 世帯を対象に行われた調査によると、44.0% の家庭ではフルタイム(住み込み)のメイド、29.0% の家庭ではパートタイム(通い)のメイドを雇用している²⁷⁾。メイドとして労働している人たちの年齢層は、およそ 29.0% が 7 歳から 15 歳、48.0% が 16 歳から 35 歳の年齢層に属している²⁸⁾ と報告されている。

住み込みで労働しているメイドの大多数は子どもで、その状況は拘束された労働を意味する bandha kaj のようなもの、と言われている²⁹⁾。この子どもたちは、家庭内における家事全般をこなし、1 日に 12 時間から 18 時間もの長時間労働を強いられ、就学の機会を喪失している。また、ある調査によると、住み込みでメイドの労働を強いられている子どもたちの 57.0% は非識字で、29.0% は名前だけが書ける程度である³⁰⁾。また、子ども時代を伸びやかに過ごす時

間やレジャー等を享受する機会とも無縁である。そのうえ、この子どもたちに対しては、子どもの労働者の平均的な賃金以下の報酬しか与えられていない。それらは、概ね 1 カ月に 50 タカから 300 タカの水準に設定されている。その中で、40.0% の子どもは 50 タカから 100 タカの範囲に集中しており、200 タカから 250 タカの報酬が与えられている子どもはわずか 9.0% に過ぎない³¹⁾。中には、全く賃金を受け取っていない子どももいる。特に、年齢が低い子どもたちには何ら報酬が支払われていないことが多い。その場合、親が子どもの賃金を受け取っていることもある³²⁾。また、「所得水準別世帯におけるメイドの年齢層別人数」(表 5)を見ると、雇用主の収入が 2,000 タカから 10,000 タカの水準で働いている子どもは、7 歳から 12 歳の年齢層に多いのに対して、比較的裕福な雇用主の下で働く子どもは 13 歳以上となっている。このことからも、年齢の低い子どもたちは、より困難な状況に置かれていることがわかる。

子どもたちが雇用主宅へと預けられるのは、親、親戚、代理人、知人等を通してである。保証人や紹介者のいない子どもは、メイドとして労働することはできない。ここで期待されるのは、聞き分けの良い子どもである。つまり雇用主の思うままになり、反抗しない従順な子どもが好まれるのである。そのような子どもを捜すために、親戚や代理人等が農村に出向くこともある。中には、メイドの労働条件にあう子どもを見つけて雇用主に紹介し、斡旋料を受け取っている仲買人もいる³³⁾。

子どもがメイドとして労働すると決まると、母親は以下のことを子どもに伝える。「雇用先では、決して子どもらしく自由に振る舞ってはいけない。自由に物事を考えたり、行動したりしてはいけない。私はここに働きにきたのだ」という気持ちをいつも持っていること。ベッドに座ってはいけないし、テレビもつけてはいけない。雇用主の家族と一緒に食事をしてはいけない。『食べてもいい』と言われるまで何ひとつ

表 5 所得水準別世帯におけるメイドの年齢層別人数(人)

メイドの年齢	雇用主の所得	
	2,000 ~ 10,000 タカ	10,000 タカ以上
7 ~ 12 歳	79	41
13 ~ 17 歳	14	90
合 計	93	131

出典:Helen Rahman がユニセフのために行なった研究から引用。UNICEF BANGLADESH, CHILDREN WHO ARE DOMESTIC SERVANTS in DAILY LIVES OF WORKING CHILDREN, 1997, p.134.

口に入れてはならない。子どもらしく自由に振る舞うことを制限すること。それらの思いの全ては、「心の中にしまっておくように」と。そして、ダッカへと連れてこられた子どもたちは、直ぐに新しい環境には馴染めず、ホームシックにかられたり、住み慣れた故郷・家族から引き離されたショックから深く落胆する。何日も泣き続けたり、何も食せなくなったり、ひどい抑うつ状態に陥ったりする子どももいる。子どもがどうしてもダッカでの生活・雇用主宅でのメイドの労働に適応できない場合、やむを得ず農村の保護者の元に子どもを返す場合もあるが、それはまれなことである。多くの子どもたちは、次第にその環境に適応せざるをえないものである。そして、子どもたちは、自らの意見を言えない、言ってはいけないという状況下で何年も暮らしつづけることによって、将来への希望さえも見失ってしまう。その中で、「死ぬまでメイドとして暮らすのだ」という考えに縛られるようになる³⁴⁾。

子どもたちの労働内容と1日の生活状況は、概ね以下のようになっている³⁵⁾。6時から7時の間に起床し、雇用主とその家族全員の朝食を作り、ダイニングテーブルを拭き、配膳・給仕を行う。朝食の時間は各家庭にもよるが、概ね7時前後から9時頃となっている。雇用主とその家族全員の食事が終わると、後片付けを行う。それから洗濯(大半は手洗い)をして、昼食作り・配膳・給仕・後片付けを行う。これらが終了した段階で、やっと食事の残りものを口にすることができる。けれども、テーブルは用意されていない。背丈の低い小さな椅子に腰かけ、床に残りものを並べ、前かがみになって一人で食事をするのが常である。その後で、台所をきれいにして床を拭く。概ね15時から16時頃までにこれらの仕事を終える。一般的に各家庭では、15時から17時頃までは、幾分家事に余裕のある時間帯とされている。(そのため、SHOI SHAB・NGOはこの時間帯に識字教室を実施している)。しかし、その時間帯でも、多くの子ど

もたちは家庭内のさまざまな雑事に追われている。幼い子どもがいる場合には、その世話をしなければならない。女児の場合、成人女性と同様に、食品の買い出しに出ることは殆どない。そして、17時過ぎから再び食事作り・配膳・給仕を行い、後片付けが終わってから食事の残り物を口にする。その後全員のベッドメイキングや身の回りの世話等を行う。それら全てが終了するまで(21時から23時頃)は、メイドは眠りに就くことはできない。専用のベッドはなく、居間の床にマットを敷いて眠りに就くのである。蚊から身を守るためにネットは用意されている。エアゾールと天井に取り付けられているファンがあるだけである³⁶⁾。以上が、メイドの1日であるが、イスラム教の祭典時には通常よりも多くの仕事があり、メイドは一層忙しくなる。この祭典のあと、多くの子どもたちは農村に一時帰省する。ダッカ市内でメイドを強いる子もたちの親の8割以上は、農村で暮らしている。子どもたちは、頻繁に親に会えるわけではない。半数以上の子どもは、よくて9ヶ月に一度しか親に会えないものである³⁷⁾。

このように、メイドとして労働させられている子どもは1日中忙しいが、雇用主は「大した仕事はしていない」と考えている。例えば、米粒の中から虫をとる仕事には約1時間を要するのだが³⁸⁾、雇用主は、「細かいことばかりやつて何もしていないじゃないか」と考えているし、このようなことを仕事とは思っていない。雇用主に「子どもたちに遊ぶ時間はありますか」と質問すると「はいあります」と答える。それは小さい子どもの面倒を見ている時で、庭で子守をしたり、家の周辺を散歩させたり、という内容のものである³⁹⁾。

雇用主は、メイドを決して自分の子どものように考えようとはしていない。自分の子どもの教育には熱心であっても、メイドが識字を獲得することの必要性について何ら考えてはいない。そのうえ、雇用主と家族が短時間外出する際には、メイドは施錠された家の中で留守番をしな

ければならない。このような時には、メイドは、「羨ましいな。私も出かけたいな」という気持ちを抱くのであるが、「私はメイドとしてここにいるのだから、そのようなことを思ってはいけないのだ」と自分自身に言い聞かせている⁴⁰⁾。また、現地では扉の外側から施錠する南京錠を使用している家も多い。そのため、火事になつても逃げ場はなく、雇用主とその家族の外出中に火事で生命を落としてしまった子どももいる。一方、雇用主とその家族が長期間に及んで外出する際には、メイドは雇用主とその家族全員の世話をするために同行する。外出先でも、家族の一員として同様に扱われることはない。例えば、雇用主とその家族が食事をしている間中、メイドは片時も眼を離さずに雇用主の子どもの守をしていなければならない。幼いメイドが左脇に一人の子どもを抱え、右手でもう一人の子どもの手を引いている、といった光景も見られる。はしゃぎ回る子どもたちに怪我などあってはならないのであるが、メイドは、幼い子どもたちに注意することさえできていない。

また、イスラム教の祭典時には、子どもたちに新しい洋服を購入する習慣がある。その際、メイドにも洋服をそろえる雇用主もいるが、自分の子どもには1,700タカ、メイドには200タカというように、その差はいつも歴然としている。にもかかわらず、雇用主には、常に「良いことをしています」という認識がある⁴¹⁾。そして、雇用主の子どもたちには、以下のような注意が日常的に向けられている。「あなたたちが学校のレッスンを受けないと、あなたたちもまた一緒に住んでいるこの惨めなメイドのようになつて一生を終わってしまいますよ」と。このような状況にあるがゆえに、メイドは家族全員のスケープゴート的存在となりやすい。メイドは、常に雇用主とその家族のなすがままにされており、家族のフラストレーションのはけ口にもされている。さらには、精神的・身体的虐待のみならず、性的虐待を受けている子どももいるのである⁴²⁾。

IV. まとめに代えて

本稿は、労働を余儀なくされている子どもたちへの支援のあり方を考えるために、子どものメイドの労働に焦点を当てながら、現地NGOが実施する識字教室での参与観察、NGOのスタッフや関係機関、農村での聞き取り調査、現地で収集した文献・資料に基づき、子どもの労働状態の一端を明らかにした。

子どものメイドは、ダッカの都市中産階級以上の家庭ではもちろんのこと、都市労働者階級の家庭でも多く雇用されている。雇用主の多くは、自分の子どもの教育には熱心で、可能な限り多くの教育を受けさせ、バングラデシュ社会の階層構造の上位へと昇るように志向している。しかしながら、メイドとして雇用している子どもの就学や識字については、何ら関心のない雇用主が極めて多い。そのため、多くの子どもたちは、就学や識字獲得の機会を喪失せざるを得ない状況に置かれ、非識字者となることを余儀なくされている。この子どもたちは、自らの意見を主張したり、自由に意思決定することも許されず、非識字であるがゆえに転職することもできず、雇用主の思いのままにされている。そこには、何ら保護的な配慮はなく、基本的人権を奪われた生活の中で、多くの子どもたちが「あなたは私たち家族にとって奴隸的な存在なのだ」ということを植えつけられている。こうしたメイドの従順な態度は、雇用主の子どもたちとはまさに好対照である。

住み込みのメイドとして労働している子どもたちの多くは、農村の絶対的貧困層の出身である。しかも、そのほとんどは女児であり、男児よりも低い地位に置かれている。メイドの仕事は早朝から深夜までの長時間労働でありながら、極めて低い賃金しか得ていない。それは、成人労働者の平均賃金はおろか、子どもの平均賃金をも下回る程度の報酬でしかない。それゆえ、メイドはバングラデシュの都市労働市場における階層構造の最底辺に位置づけられている、と

と言えよう。これは、より高い賃金を求めて自由に移動可能な労働者世界を想定する競争的市場では説明できるものではない。

劣悪な労働条件下でも、その日暮らしを余儀なくされている貧困層が、借金の返済や現金収入を得るために最後の選択として子どもをダッカまで働きに出さざるを得ない原因は、農村の貧困とこれまでの歪んだ農村開発の問題にある。そのうえ、メイドの雇用主を斡旋して中間マージンを搾取する仲買人や血縁・地縁関係を軸とするパトロン・クライアント関係の存在も考慮しなければならない。さらには、農村の貧困、都市より低い農村の賃金水準、農村での不定期就労等を利用して、安い労働力として子どもを需要する都市の雇用者の存在がある。しかも、法的には認められない子どもの労働に関して、契約や最低賃金、労働時間等に関する法的規制が現地では規定されていない。総じてメイドを含めた子どもの労働の問題は、このようなバングラデシュの社会体制がその基盤となっているのである。

現地の新聞“THE DAILY STAR ,22th,April, 1999”は、メイドの労働の問題性を指摘しながらも「バングラデシュは貧しい第三世界の国であるが、多くの家庭はメイドという贅沢品をもっている。こうしたメイドは、先進国にはないものである。メイドは、私たちの生活にはなくてはならない一部になっている」と記述している。これは、メイドを雇用するという習慣・伝統が、バングラデシュ社会に深く根づいてしまっていることを示唆している。それだけに、これらを外圧によって禁止することは困難である。禁止という措置では、メイドはより隠された見えにくい存在となってしまうであろう。現状でも、メイドや雇用主の状況を的確に把握することは極めて困難である。ここに、メイドとして労働させられている子どもの問題解決に向けての困難さがある。

政府は、国際機関、援助供与国側からの対外的な批判や制裁措置を恐れて、最大の輸出産業

である衣服縫製品工業における子どもの労働者の存在を隠匿しようとしている。また、スラム居住者の貧困状態を無視して、政府が近年ダッカ市内で強行しているスラム強制排除に伴い、スラムの貧困層を支援してきたNGOや強制排除に反対するNGOに圧力をかけている。ところが、その一方で、政府は労働している子どもたちに識字活動を展開しているNGOに依存せざるを得ない、という矛盾を内包している。そのため、労働している子どもたちを対象に識字活動を実施しているいくつかのNGOに対して、文部省・非公式教育局を通して補助金を給付したりもしている。

そもそもバングラデシュでは、現地NGOが貧困撲滅を究極目標におき、政府に代わって、貧困層や子どもの労働状態に合わせた識字活動を行っており、重要な役割を担っている。中でも、より困難な状況に置かれ、非識字となりやすいのが住み込みのメイドの労働を強いられている子どもたちであることから、SHOISHAB・NGOは、先ずもってこの子どもたちを支援の対象としてきた。熱心なスタッフたちは、「メイドには教育など必要ない」という雇用主を説得しながら、粘り強い活動を展開している。現地でも数少ないこれらの活動は、より積極的に支持されるべきである。何故なら、識字は基本的人権であるとともに、さまざまな問題解決と密接に結びついていると考えられるからである。そして、何よりもSHOISHAB・NGOの活動がなければ、多くの人々がメイドとして労働している子どもたちの存在・現状さえ意識しないからである。

また、現地NGOの多くは、洪水やサイクロン等の緊急時を除いて、ただ単に物資を供与するということはしていない。スタッフの間では、「貧困層・非識字を余儀なくされている人々の長期的な問題解決に向けての支援」について思考され、独自の理念に基いた意義深い活動が展開されている。しかしながら、こうしたNGOの多くは、時に活動内容の変更さえ指図する政

府の姿勢や援助供与国・機関との対応、活動資金の調達に苦慮している。それゆえ、私たちがバングラデシュへの支援を考える場合でも、このような援助供与側への対応や、現地NGOの理念・活動の変化をも視野に入れて支援のあり方を考える必要がある。また、特に外国人が支援を考える場合には、対象となる国の社会・文化について深い洞察力と理解が必要になるものと思われる。そのためにも、まずは子どもの労働を始め、バングラデシュの貧困問題を構成するさまざまな社会的要素を歴史的客観的に分析し、その本質を究明していくことが重要である。また、農村で生活する最貧困層が抱えるさまざまな問題が解消されない限り、農村から都市へと移動人口は膨らみ続け、新たな問題を生じさせる。よって、労働を余儀なくされている子どものたちへの支援を考えると同時に、最貧困層を視野に入れた農村開発への適切な支援が求められている。もちろん、筆者らも本稿を単なる経験主義的な子どもの労働に関する研究報告に終わらせないために、諸研究や隣接する学問領域の理論的・実証的研究に学びつつ、妥当性のある仮説を組み立てる必要があると考えているが、これらは今後の研究課題としたい。

注

- 1) 拙稿「識字に関する基礎研究」『紀要』創刊号、秋田桂城短期大学、1996年10月、拙稿「識字に関する基礎研究(II) — バングラデシュの識字と社会構造の関係についての分析を通して —」同第2号、1997年3月、拙稿「バングラデシュの識字と初等教育の現状に関する研究」『東北福祉大学研究紀要』第22巻、1998年2月、拙稿「バングラデシュへの援助と社会開発—日本のODAの意義—」『研究所報』第2号、秋田桂城短期大学地域総合研究所、1998年12月、鈴木弥生、佐藤一彦「バングラデシュにおける日本の援助と農村開発」同第3号、2000年3月。
- 2) 白田雅之、佐藤宏、谷口晋吉『もっと知りたいバングラデシュ』弘文堂、1993年。
- 3) バングラデシュにおける日本のODAの実施概要、

意義等については、前掲「バングラデシュへの援助と社会開発—日本のODAの意義—」を参照。また、1997年12月までの日本のODA供与総額(支出純累計)は、約43億8,162万ドルにものぼる。これは、他国の援助供与額との比較において群を抜いた数値となっている。また、1995年のバングラデシュへの供与額を国・国際機関別に見ると、日本が2億5,490万ドルで最も多い。次いでアジア開発銀行の2億4,860万ドル、そして国際開発協会の1億5,530万ドルとなっている。これらに続いて、イギリスの7,600万ドル、ドイツの6,150万ドル、オランダの5,750万ドル、アメリカの5,600万ドルとなっている。(外務省経済協力局編『我が国の政府開発援助』下巻、1998年、p.205, THE DAILY STAR, 11th, July, 1998.)

- 4) 「ODA であれ NGO であれ、不適切な援助や協力が、相手側に新たな問題を生んだり、過度の負担を強いたり、不正や腐敗をまねいたり、依存構造を生み出したりするケースはしばしば見られる」ことが指摘されている。(大橋正明「開発援助と NGO 論」佐藤寛『援助研究入門—援助現象への学際的アプローチ』アジア経済研究所、1996年、p.76.) また、全体では、バングラデシュは毎年20億ドル以上の援助を受けている。この金額により、バングラデシュ国民の4分の1を占める最貧困層に年間75ドルずつ提供することができる。にも関わらず、実際には最貧困層に何の痕跡も残していない、とさえ言われている。(K・ムザンメル・ハク「貧困層に投資する」『世界』1995年1月号)。
- 5) バングラデシュの公的な福祉制度は、政府役人や国営企業の常勤の労働者など、一部の者だけを対象としている。一方、貧困層に対しては食糧供給制度があるものの、担当の役人や公認業者の汚職で小麦が横流しされている、という指摘もある。(延末謙一「バングラデシュ」田中浩編『現代世界と福祉国家—国際比較研究—』御茶の水書房、1997年)。また、バングラデシュ統計局の世帯支出調査(1995-96)によると、1995-96年において1日の食事で2,122キロカロリーしか摂取できない絶対的貧困者数は5,530万人であり、国民全体の55.3%を占めている。絶対数では、1980年代後半に減少傾向を示していたが、1991-92年から再び増加に転じている。(BANGLADESH BUREAU OF STATISTICS, *Statistical Yearbook of Bangladesh*, 1998, p.618.)
- 6) UNICEF BANGLADESH, *CHILDREN WHO ARE DOMESTIC SERVANTS in DAILY LIVES OF WORKING CHILDREN*, 1997, p.133. ここでは、ダッカには20

- 万人から 100 万人の子どものメイドがいると報告されている。
- 7) 識字の概念については, Ella Griffin, *Universal Literacy in the development decade*, International journal of adult and youth education, Vol.4, UNESCO, 1962, pp.203 ~ 204, 日本社会教育学会編『国際識字年の日本の識字問題 日本の社会教育第 35 集』東洋館出版社, 1993 年, 平沢安政「世界のリテラシー リテラシーの世界—国際識字年を考える視点—」『部落解放研究』第 69 号, 1989 年, パウロ・フレイレ (小沢有作・楠原彰・伊藤周訳) 『被抑圧者の教育学』亜紀書房, 1979 年, パウロ・フレイレ (柿沢秀雄訳, 大沢敏郎補論) 『自由のための文化行動』亜紀書房, 1984, 元木健「フレイレと識字」『世界』, 1990 年 2 月号, pp.294 ~ 295, 等を参照されたい。また, 識字の概念や非識字による不利については, 前掲「識字に関する基礎研究」, 「識字に関する基礎研究 (II) —バングラデシュの識字と社会構造の関係についての分析を通して—」において考察した。
- 8) ひとくちに農村と言っても, 土地所有の有無や職業によっても識字率は異なる。農業従事者の識字率を見ると, 土地をなし農民, 次にわずかな土地しか持っていない小規模農民の識字率は低い。そして土地所有面積が多くなるにつれて, 識字率も向上している。また, 農村でも, 正規の職業に就いている者の識字率は, 女性 52.2%, 男性 72.2% とバングラデシュ全体の平均値 (女性 23.0%, 男性 47.0%) よりも高い。また, ダッカ市内で正規の職業に就いている男性の識字率を見ると, 83.8% にも達している。一方, 土地なし農民の教育費が 1 カ月に 40 タカであるのに対して, 都市で正規の職業に就いている者のそれは, 560 タカにもなっている。これらから, 識字率は所得の分配とも関連していることが分かる。つまり, 総支出と教育に要する支出が多くなることと, 識字率の上昇率は, ほぼ並行している。また, 各項目においては, 女性の識字率が男性のそれよりも著しく低い。(Distribution of literacy by sex and social group, BANGLADESH BUREAU OF STATISTICS, *ANALYSIS OF POVERTY ON BASIC NEEDS DIMENTION*, 1995, VOLUME-1, p.32. Distribution of monthly expenditure on education per household by social group, ibid., p.33.) これは, 女性の社会的な立場と深く関連している。
- 9) その他の機関での受け入れ状況は良好で, 写真

撮影等にも問題はなかった。SHOISHAB・NGO には, 事前に日本から FAX を送信して調査目的を伝え, 訪問の許可を得ていたが, 当 NGO の識字プログラムに参加している子どもたちと話することは殆どできなかつた。そして, メイドとして雇用されている子どもの調査の困難さは, 他の研究・調査でも指摘されている。例えば, Research and Computing Service Private Limited(RCS) の Shahryar と Nadia Binte Amin は, 「メイドの雇用主に連絡することさえ難しい。まして雇用主の前でインタビューすることは, メイドを助けることにはならないだろう」と述べている。(Iftikhar A. Chowdhury, *The drudgery of child domestics*, THE FINANCIAL EXPRESS, 18th, June, 1999, p.12.) また, 反奴隸労働インターナショナルは 1996 年の始めにイギリスのチャニー・マナーで, NGO や子どもの家事労働について調査している研究機関のためのセミナーを開催したが, それでも, 家庭内で労働する子どもに接触することの困難さが指摘されている。ユニセフ『世界子ども白書』1997 年, p.28.

- 10) ユニセフ, 同上書, p.19.
- 11) INTERNATIONAL LABOUR OFFICE, op.cit., p.7.
- 12) Chakravarthi Raghavan, *Over 70 million child workers in the world*, Third World Resurgence, No.71, 1996.
- 13) INTERNATIONAL LABOUR OFFICE GENEVA, *CHILD LABOUR Targeting the intolerable*, Report IV (1), 1996, pp.23 ~ 30. 初岡昌一郎編『児童労働—廃絶に取り組む国際社会』日本評論社, 1997 年。
- 14) 国際子ども権利センター『児童労働～今私たちにできることは？～児童労働の現状, ILO 条約について～』p.15.
- 15) 『ILO ジャーナル』No.487, 2000 年 10・11 月号。
- 16) INTERNATIONAL LABOUR OFFICE GENEVA, op.cit., pp.8 ~ 17, p.49.
- 17) 文部省・非公式教育局で, 局長イスラム氏からの聴き取りによる。1999 年 8 月 31 日。
- 18) Md.Abdur Rouf Bhuiyan, *Child Labour Elimination: Possible Means and Ways*, UNNAYAN PODOKKHEP, Step Towards Development, Vol.4, No.2, April-June, 1999. ここでは, 衣服縫製品工場で労働していた子どもの数は, 10 万人と記述されている。一方, ユニセフ, 前掲書, p.52.

パングラデシュにおける子どもの労働

- では、同工場に、5万人から7万5,000人の14歳以下の子どもたちが雇用されていた(1992年)、と報告されている。また、BGMEAは、解雇された子どもたちへの就学支援として、約100万米ドルを支出することを約束した。
- 19) 通常学校に通い、あき時間に家事手伝いをしてお小遣いを得ている子どもの数は含まれない。
BANGLADESH BUREAU OF STATISTICS,
Report on National Sample Survey of Child Labour in Bangladesh, 1995-96,p.16.
- 20) Md.Abdur Rouf Bhuiyan,op.cit.,pp.40~41.
- 21) パルダに関しては、押川文子「女性の就労と社会関係—パングラデシュ縫製労働者の実態調査から」アジア経済研究所『南アジアの社会変容と女性』1997年、アジア経済研究所『第三世界の働く女性』1996年, p.96, を参照されたい。
- 22) Working Children by reasons of work and parent's survival status,BANGLADESH BUREAU OF STATISTICS,op.cit.,p.38.
- 23) パングラデシュ全体の平均値では、1994－95年の日当は、約35.7タカと報告されている。農業労働者の日当は地域によっても異なり、同年の最も低い日当は、ロングブルの24.0タカである。(Former district-wise average daily wage of agricultural labour, BANGLADESH BUREAU OF STATISTICS, *Statistical Yearbook of Bangladesh*, 1997.)また、生産物を賃金の代わりとして支給している例も多く見られる。
- 24) Md.Abdur Rouf Bhuiyan,op.cit.,p.41.
- 25) 19世紀半ば、イギリスにおいても、女性が労働者化することによって、この労働者家族は、子どもの世話や授乳のためにメイドを雇う、ということがあった。この場合、メイドに対する需要は、機械の資本主義的充用による妻の賃金労働者化であった。Karl Marx, *Das Kapital*, Erster Band, Dietz Verlag,s.417, カールマルクス『資本論』(岡崎次郎訳)国民文庫版、第1巻第2分冊, p.285.しかし、パングラデシュの場合、こうしたケースはまれであり、メイドが働く家庭には、雇用主の妻が労働者化せず家内にいることが多い。
- 26) THE FINANCIAL EXPRESS,op.cit.
- 27) UNICEF BANGLADESH,op.cit.,p.135. ここでは、Blanchetによる調査結果の一部を引用している。
- 28) ダッカ大学国際関係学部の学生たちによる研究。同調査では、メイドの62%が未婚者、10%が既婚者で、その他には18%が離婚した人、10%が

夫と死別した人であることが報告されている。(THE DAILY STAR,22th,April,1999.)また、スラムで生活している女性が、パートタイムでメイドの仕事を行っていることが多い。

- 29) UNICEF BANGLADESH,op.cit.,p.135.
- 30) ダッカ大学国際関係学部の学生たちによる調査。op.cit.
- 31) ibid.
- 32) 子どもの親に支払われている賃金については、明らかにはされなかった。多くの雇用主は、労働条件に関する質問を嫌がるということである。また、そのような質問をすると、SHOISHAB·NGOが実施している識字教室への参加も敬遠されるであろう、ということであった。(SHOISHAB·NGOのスタッフからの聴き取りによる。1999年8月23日)。
- 33) SHOISHAB·NGOのスタッフからの聴き取りによる。1999年8月25日。
- 34) 同上。
- 35) 同上。その他に、UNICEF BANGLADESH, op. cit., 参照。
- 36) 現地では、蚊を媒体としたデング熱やマラリア等の伝染病が問題となっている。この問題への人々への関心は普遍的に高く、現地の新聞や雑誌でも大きく取り上げられており、政府はその対策として国家予算を投じている。また、各家庭でも、就寝時の対策として、ネットを使用している。例えば、中・上流家庭では、ネット付きのベッドを購入して常用している。スラムの家屋内では、約300タカで購入したネットをベッド(木製の柱に板を打ちつけたもの)の上から吊るしており、就寝時に使用している。このネットがなければ、蚊の侵入とかゆみで一晩に一度以上は眼を覚ましてしまう。一方現地のエアゾールは強烈な匂いを放ち、散布後にはその場所には居られないほどである。その割りには、数時間後にはどこからともなく蚊が忍びよう。建築上の問題で、未だ多くの家屋には隙間があることから、蚊は容易に侵入してくれるのである。このような状況からも、メイドがいかに劣悪な状況に置かれているのかが理解できる。
- 37) SHOISHAB·NGOのスタッフからの聴き取り(1999年8月25日)と、ユニセフ、前掲書, p.23, による。
- 38) 各家庭に電化製品が完備されているわけではないので、家事には相当の時間を要する。香辛料にしても、実をつぶしたり煎ったりすることから始

めなければならない。

- 39) SHOISHAB・NGO のスタッフからの聞き取り
による。1999年8月25日。
- 40) 同上。
- 41) 同上。
- 42) UNICEF BANGLADESH,op.cit.,p.135,p.138.

付 記

小論は、1999年～2001年度文部省科学研究費基盤研究（C）「バングラデシュへの援助と社会開発－識字への取り組みを中心として－」（研究代表者：鈴木弥生）の助成による研究成果の一部である。